

先行技術調査を実施する 特定登録調査機関	一般財団法人 工業所有権協力センター (IPCC)
-------------------------	---------------------------

## 調査対象

出願済み審査請求前の出願人ご自身の特許出願(未公開案件も可)を対象といたします。  
ただし、下記の出願は原則対象外となります。

1. 国際特許出願(特許協力条約に基づく国際出願で日本を指定国とした特許出願)
2. 審査請求期間満了まで4ヶ月未満の特許出願
3. 発明の単一性を満たしていない特許出願

## 調査条件

専門分野	全分野(ただし、遺伝子工学関連分野及び化学構造式検索が必要とされる分野を除く)
調査対象請求項	<b>全請求項を調査対象とします。</b>
検索ツール	国内調査: 特許庁特実検索システム 海外調査: Japio世界特許情報全文検索サービス(Japio-GPG/FX) 調査対象国: 中国(CN)、韓国(KR)、アメリカ(US)、欧州特許庁(EP)、PCT(WO)

## 費用(税込)

**基本料金(国内・海外調査) 1件16,500円(請求項20項まで)** ※ 振込手数料はお客様ご負担。

※国内限定オプション(海外調査が不要な場合): 基本料金 1件11,000円

※請求項が20項を超える場合は、ご相談ください。

## 納期

お客様ご負担の調査料金の入金確認後、概ね5週間(25営業日)以上で納品物を発送いたします。

(注)お申込みの分野が集中している場合や、調査案件が難件の場合につきましては、5週間以上の調査期間をいただく場合があります。

## お申込み方法

下記の必要書類をご用意いただき、Japioにご郵送ください。(Eメール、FAXでのお申込みは受け付けておりません。)  
なお、必要書類をご提供いただけない場合は、当助成事業の調査をお請けできませんので、ご了承の上、お申込み下さい。

(注)ご郵送いただく際は、ポスト投函型ではない、書留や宅急便などのご利用をお勧めいたします。  
日本郵便株式会社の特定記録は、郵便物の差出しを記録するサービスですのでご注意ください。

1. 調査依頼書	必要事項を記載し、ご捺印の上、お申込みください。 調査依頼書は、Patent world by Japio のサイト内からも、ダウンロードできます。	
2. 調査対象案件	右記、3点をご同封ください。	<ol style="list-style-type: none"> <li>①出願書類の写し、または、公開公報の写し一式</li> <li>②特許庁発行の出願番号通知はがきの写し、又は電子出願時の受領証の写し(注)</li> <li>③クレーム部分のテキストデータ(.txt形式)を格納した電子媒体(CD-R等)</li> </ol>
(注)特許庁窓口および郵送による書面での出願手続きが行われている場合は、出願書類内で出願番号、出願日の確認が取れませんので、特許庁より送られてきました、出願(申請)番号通知書の写しもお送りください。		

## 特定登録調査機関とは

特定登録調査機関は、特許庁の先行技術調査の外注先である登録調査機関のうち、特に特許庁長官の登録を受けた者です。

特定登録調査機関は、出願人等の求めに応じて特許出願についての先行技術調査を行い、その結果を記載した調査報告書を作成します。

この際、当該報告書を特定する番号である「調査報告番号」が付与され、報告書とともに特許庁に提出されます。

調査報告番号を記載して審査請求を行った場合、その調査報告は公開対象となります。また、特許庁の審査に利用されますが、調査報告書と同様の判断をすることを保障するものではありません。

特許庁解説：[https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/toroku/tokuteitouroku\\_01.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/toroku/tokuteitouroku_01.html)

## 審査請求手数料の軽減とは

特定登録調査機関が交付する調査報告書の「調査報告番号」を記載して審査請求をしたときは、その手数料が軽減されます。

軽減額は、個人・中小企業等により異なります。

特許庁解説：[https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/kaisei/2019\\_ryoukinkaisei.html](https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/kaisei/2019_ryoukinkaisei.html)

## 一般財団法人 工業所有権協力センターとは

一般財団法人 工業所有権協力センター(IPCC)は、工業所有権に関連する調査及び関連する基盤の整備を促進することにより、産業技術の振興を図り、もって我が国の産業及び経済の発展に寄与することを目的として設立されたものです。

IPCCは、特許庁等の迅速かつ効率的な審査に大きく貢献するために、以下の事業を行っています。

- 登録調査機関としての調査事業
  - ・特許審査に必要なFターム等を用いた先行技術文献の調査
  - ・特許出願に対する国際特許分類の付与及びFターム等の付与
- 工業所有権情報の分類及び分類付与に関する技術の調査・研究等の事業
  - ・FIやFタームリストの改正等に伴う特許文献に対するFIまたはFタームの再付与
  - ・Fタームリスト及びFターム付与マニュアルの作成

## お申込み先・お問い合わせ先

一般財団法人日本特許情報機構 先行技術調査サービス窓口

〒135-0016 東京都江東区東陽四丁目1番7号 佐藤ダイヤビルディング

TEL 03-3615-5537 FAX 03-3615-5538

E-mail [senkou@japio.or.jp](mailto:senkou@japio.or.jp)

ポータルサイト Patent world by Japio：<https://www3.japio.or.jp>

